

番号	事業概要・事業主体等 (事業概要) (事業主体の根拠)	事業の進捗状況 (事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等 (事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢、計画の経緯)	事業効果 (費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	環境への配慮 事業を中止した場合の影響 (生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	今後の県の方針案 (継続・中止) (方針) 継続 (継続・中止の理由)
6	(事業名・地区) 地すべり対策事業 中遠田地区 (事業位置) 益田市遠田町 (事業費) 500,000千円 (事業概要) 事業目的：地すべり被害の防止 指定区域面積：22ha 主要工種：集水井、集水・横溝 (事業主体の根拠) 地すべり等防止法第7条 都道府県知事による地すべり防止工事の施工・区域の管理 (再評価区分) 再評価実施後5年経過している継続中の事業 (担当部課名) 土木部砂防課	事業採択年度：平成12年度 用地着手年度：平成12年度 工事着手年度：平成12年度 再評価年度：平成21年度 完了予定年度：平成31年度 経過年数：15年 (進捗状況と今後の見込み) 進捗率：76% 工事：75% 地すべりによる変状の大きさや保全対象から緊急度を判断し、緊急度の高順次対策を実施する。 実施にあたり、以下の理由から事業が長期間に及んでいる。 ・ブロック数が19と非常に多い。 ・近接するブロック間が上下に接する。 ・上下に想定される面が、おいて、効果が連動する可能性が高く、より経済的・効果的な対策とすため、地下水位の降下状況を段階的に確認しながらの作業となる。	事業導入の経緯・目的 平成9年頃から地すべり現象が顕著になり、人家等の一部に被害が確認された。平成10年9月、平成11年5月に実施した土砂災害緊急点検の結果、地すべり対策が必要と判断し、平成12年度に事業に着手した。 地すべりによる被害を除去、または軽減することにより、基盤の確保を図る。 (事業を取り巻く社会情勢) 当地区は、地すべり対策が完了した遠田地区、上遠田地区及び東方寺地区に囲まれた、地すべり危険地帯の一部である。 保全対象には、人家137戸、事業所24箇所、耕地37.5ha、国道9号、市道、集会所、公民館などがあり、事業の必要性が高い。 (事業に対する地元情勢・計画の経緯) 当地区には、人家や生活基盤となる施設等が多くあり、また周辺の地すべり危険地帯のうち唯一対策が完了した地区は、地すべり危険を未然に防いでいる。	(費用対効果) B/C = 9.49 (コスト削減・代替案等) 既設水路等の現地発生材の再利用や再生資材の積極的利用を図る。 また、優先度の高い地すべりブロックから効果を確認しながら段階的に必要最小限の対策を実施することなどで、コストの削減を図る。 (その他の効果) ・ライフラン機能（国道9号・市道）の保全。 ・地域における人口減少の防止。 ・土砂災害に対する地域住民の不安の軽減。 ・公共施設（神明公民館、大元集会所、寺坂公民館）の利用確保。	生活環境・自然環境への影響 事業による土地の変更は、集水井の設置箇所と横溝の位置の穴口付近のみと変わらないため、事業による影響はほとんどない。 (事業を中止した場合の影響) 現在でも地すべりによる被害が頻発している。事業を中止した場合、地すべりによる被害が拡大する恐れがある。 (事業を中止した場合の影響) 地すべりによる被害が頻発している。事業を中止した場合、地すべりによる被害が拡大する恐れがある。また、地すべりによる被害が頻発している。事業を中止した場合、地すべりによる被害が拡大する恐れがある。	(方針) 継続 (継続・中止の理由) 降雨時に地すべり活動が活発化し、未だに被害状況が深刻である。地すべり対策は、中遠田地区に比べて、地すべり被害の発生頻度が高く、被害が深刻である。地すべり対策は、中遠田地区に比べて、地すべり被害の発生頻度が高く、被害が深刻である。地すべり対策は、中遠田地区に比べて、地すべり被害の発生頻度が高く、被害が深刻である。

中遠田地区 地すべり対策事業平面図



- 凡例
- 対策済ブロック
 - H26対策ブロック
 - 未対策ブロック
 - 危険区域
 - 氾濫区域
 - 湛水区域

